

朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルをなくし、市内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動（以下「地域猫活動」という。）を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」のさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。

(2) 飼い主のいない猫

特定の飼い主がなく、地域に住みついている猫をいう。

(3) 地域猫

特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域において適正に管理されている猫をいう。

(4) 地域猫活動

地域住民の理解を得た上で、ボランティアグループ等が地域に住みついた飼い主のいない猫に不妊手術を施して個体数の増加を未然に防ぎ、当該猫の命を全うするまで1代限りで、その地域において適切に管理していく活動。

(5) 不妊手術

オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術をあわせて不妊手術という。

(交付対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、不妊手術をしようとする者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を実施できる者。

(2) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施すボランティア等の活動者。ただし、多頭飼育者本人及び親族は除くものとする。

(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は交付の

対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする者は、朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業チケット交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。または、朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業交付申請電子フォームから申請するものとする。

(同意)

第6条 チケットを利用しようとする者は、猫の捕獲と搬送についてボランティアの協力を希望する場合、同意書(様式第5号)を提出するものとする。

(決定)

第7条 第5条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業チケット交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。なお、第5条によりチケットを利用しようとする者から申請があり、適当であると認めるときは市から公益財団法人どうぶつ基金に対し、原則毎月1日から5日までにチケットの発行依頼を行うものとする。

2 前項の規定によるチケットの発行依頼は、前月の末日まで申請されたものを行うものとする。

(交付決定の取消及びチケットの返還)

第8条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、朝倉市さくらねこチケット交付取消及びチケット返還通知書(様式第3号)により通知し、チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または既に交付したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットを他人に譲渡、転売する等、チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第9条 申請者又は第6条の規定により委任状の提出を受けた受任者は不妊手術終了後、速やかに朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業実施報告書(様式第4号)及び当該猫の手術前後の写真(それぞれ1枚ずつ)を提出するものとする。または、朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業電子実施報告電子フォームから報告するものとする。

(免責)

第10条 市長は猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。